

配当還元方式による自社株対策 ～養子縁組・婚姻前に～ その6

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説しています。直系卑属以外の子との養子縁組や、子が婚姻する場合には、親族の範囲が広がることになります。そのことで、同族株主以外の株主が同族株主に該当してしまうこともあります。そこで、養子縁組前又は婚姻前に自社株を譲渡等すれば、配当還元価額によって譲渡することができます。

そのことを、設例で確認します。

1. 養子縁組

【設例】

1. 被相続人 父（令和5年3月死亡）
2. 相続人 母、父の弟、父の妹
3. 相続財産
 - ① A社株式（発行済株式総数 10,000 株）
10,000 株（原則的評価額 20,000 円/株、配当還元価額 500 円/株）
 - ② その他の財産 20,000 万円
4. 遺言書 A株式は、母に9,501 株、父の弟の子（甲）に499 株遺贈する。
その他の財産はすべて母に相続させる。

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	甲と養子縁組がなかった場合		【参考】甲と養子縁組があった場合	
	母	甲	母	甲
A社株式	19,002	25	19,002	998
その他の財産	20,000	—	20,000	—
課税価格	39,002	25	39,002	998
相続税の総額	10,162		10,920	
各人の算出税額	10,155	7	10,648	272
相続税 2 割加算	—	1	—	—
配偶者の税額軽減	△7,622	—	△5,460	—
納付税額	2,533	8	5,188	272

この設例の場合、甲と養子縁組がなかった場合には、法定相続人は3人と判定されます。父の弟や妹には遺留分が認められていないことから、遺言書どおり相続することができます。また、甲は同族株主ですが、取得後の議決権割合が5%未満で、中心的な同族株主には該当しないので配当還元価額によって評価されます。

一方、養子縁組が行われていると、法定相続人は2人と判定され、甲は一親等の法定血族に該当することから相続税額の2割加算の必要はありません。

しかし、取得後の議決権割合が5%未満であっても、中心的な同族株主（母の取得した議決権と合計して判定される）に該当するため、原則的評価額によってA社株式は評価されます。さらに、配偶者の税額軽減額は、法定相続分が養子縁組前の3/4から1/2になることから配偶者の税額軽減額は小さくなります。

2. 婚姻

【設例】

会社オーナーの父には、長男と長女の二人の子がいます。父の相続財産（令和5年4月現在）には、A社株式（発行済株式総数 10,000 株）10,000 株（原則的評価額 20,000 円/株、配当還元価額 500 円/株）があります。

長男は令和5年6月に甲と結婚し、A社は長男と甲が承継する予定です。

そこで、父は、長男の嫁（甲）にA社株式4,000株を、令和5年5月に贈与する場合、甲は贈与を受けたときは親族外の者であることから、配当還元価額によってその株式を評価することができます。贈与税は、 $(4,000 \text{ 株} \times 500 \text{ 円} - 110 \text{ 万円}) \div 2 = 90 \text{ 万円} \Rightarrow 9 \text{ 万円}$ （贈与税）となります。

しかし、婚姻後に贈与すると、甲は一親等の姻族となりA社株式は原則的評価額によって評価されることになります。

なお、将来、長男と甲が離縁する可能性が皆無ではないことから、贈与するA社株式は「無議決権株式」としておくことが無難な対応と思われます。

（文責： 山本和義）